

参考資料4_工場等用地取得・設置事業

○公有地取得に対する優遇策(工場等用地取得事業)

業種		取得面積 (下限値)	補助率	限度額	操業開始時期 (用地取得後)
製造業 情報通信業 道路貨物運輸業 倉庫業 卸売業 自然科学研究所 ※その他	新設 移設 増設	500㎡	30%	3億円	5年以内

○公有地取得後の工場等設置に対する優遇策(工場等設置事業)

業種		投下固定資産総額	補助率	限度額
製造業 情報通信業 道路貨物運輸業 倉庫業 卸売業 自然科学研究所 ※その他	新設	1億円以上	20%	5,000万円
	移設	3,000万円 以上		
	増設			

【注記】

- ・その他:市長が必要と認める事業
- ・操業開始を確認し、補助金交付。
- ・詳細については、商工課へお問い合わせください。

